

所得税・市県民税

申告相談のお知らせ

市では、所得税及び市県民税の申告相談を次のとおり行います。

申告を忘れてしまうと、各種証明書等を発行することができなかつたり、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなるなど支障をきたすことがあります。必ず期限内に申告してください。

●受付会場

- ・南河内地区会場（南河内庁舎北側別館会議室）
- ・石橋地区会場（石橋庁舎3階会議室）
- ・国分寺地区会場（国分寺庁舎隣 国分寺公民館内IT研修室）

●受付期間

2月16日(木)～3月15日(木)（土・日を除く）

●受付時間

午前の部は9時～11時 午後の部は1時～3時30分

【日程は別表（11ページ）のとおり】

●その他

- ・東日本大震災での被害損失のあった方は、修繕内容や額に応じて控除が受けられる場合があります。必要となる書類や計算過程が複雑ですので、事前にお問い合わせのうえ、栃木税務署にて申告をお願いします。
- ・譲渡所得（株式等）・贈与所得・青色申告・過年度申告などをされる方は栃木税務署（栃木商工会議所大ホール）にて申告してください。

※最初の1週間及び申告期限間際は大変混雑する傾向にあります。できるだけ対象地区の割り振りにご理解いただき、混雑緩和にご協力ください。

●申告相談に必要なもの

- ・印鑑
- ・前年中の収入金額と必要経費のわかる書類（給与や年金の源泉徴収票や事業所得の収支内訳書等）
- ・社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料等）の支払金額を証明するもの
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳など障害を証明するもの
- ・その他各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書（医療費控除、住宅ローン控除等）
- ・銀行などの本人名義の口座番号（還付を受ける場合に必要です）

※ 収支内訳書は帳簿等を基に事前に作成しておいてください。

※ 医療費はあらかじめ金額を計算し、『医療費の明細書』（税務署や国税庁のホームページから入手できます）に記入のうえ、領収書を添付して提出してください。

●問い合わせ先

税務課 ☎(40)5554

